

令和8年度 第2回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25(月)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席8人 欠席1人)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎(欠席)

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席9人 欠席なし)

推進委員 1番 榮 功助

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第8号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第9号 非農地証明願いの審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主査 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和8年度第2回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員1名の欠席がありますが、農業委員の過半の出席がありますので総会は成立します。</p> <p>それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>5/12 国営沖永良部土地改良事業促進協議会通常総会 5/19 令和8年度市町村農業委員会会長・事務局長会議 について説明がありました。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、7番 榮 米子 委員と8番 前原 伸治 委員を指名します。 なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主査を指名します。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。 今回の報告は6件で、全て相続によるものです。 あっせん希望は無しです。詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番 住吉字大戸〇〇1,627 m<sup>2</sup>を含む6筆 計 11,320 m<sup>2</sup>、住吉字〇〇さんから住吉字〇〇さんへの利用権の設定は耕作者変更と中間管理載せ替えのため合意解約になります。合意解約日は令和8年4月27日、引渡日は令和8年3月31日です。</p> <p>2番 田皆字目手籠〇〇2,811 m<sup>2</sup>、川崎市〇〇さんから田皆字〇〇さんへの利用権の設定は耕作者変更のため合意解約になります。 合意解約日は令和8年4月20日、引渡日は令和8年3月31日です。</p> <p>3番 黒貫字親田〇〇2,522 m<sup>2</sup>、倉敷市〇〇さんから黒貫字〇〇さんへの利用権の設定は耕作者変更のため合意解約になります。合意解約日と引渡日は令和8年3月31日です。</p>

議長	<p>4 番 黒貫字窪田〇〇861 m<sup>2</sup>、倉敷市〇〇さんから黒貫字〇〇さんへの利用権の設定は中間管理載せ替えのため合意解約になります。合意解約日と引渡日は令和8年3月31日です。</p> <p>それでは次に議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 上城字田舎平畑〇〇4,488 m<sup>2</sup>を含む3筆 計8,988 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 千葉市〇〇さん、譲受人 知名字〇〇さんです。</p> <p>2 番 上平川字袋〇〇430 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 尼崎市〇〇さん、譲受人 上平川字〇〇さんです。</p> <p>3 番 下平川字シャビラ原〇〇227 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 神戸市〇〇さん、譲受人 上平川字〇〇さんです。</p> <p>4 番 赤嶺字糸キ名〇〇2,718 m<sup>2</sup>を含む10筆 計18,557 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 竿津字〇〇さん、譲受人 竿津字〇〇さんです。</p> <p>5 番 屋者字高アタ子〇〇4,146 m<sup>2</sup>を含む2筆 計5,912 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 黒貫字〇〇さんです。</p> <p>6 番 屋者字コレヒン田〇〇845 m<sup>2</sup>を含む3筆 計8,923 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 明石市〇〇さん、譲受人 芦清良字〇〇さんです。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
7 番農業委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲受人は会社員で、今後、従兄弟と一緒に農業をすることです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
9 番農業委員	<p>2 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家です。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
9 番農業委員	<p>3 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は兼業農家です。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
8 番農業委員	<p>4 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は会社員ですが、今後、農業をすることです。機械類も徐々に揃えていくとのこと。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

1 番農業委員	<p>5 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。</p> <p>譲受人は、ばれいしょといんげんを主に作っています。</p> <p>機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番農業委員	<p>6 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。</p> <p>譲受人は兼業農家で、機械類も揃っています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
10 番推進委員	<p>6 番の譲受人の父親の名前を教えてください。</p>
1 番農業委員	<p>〇〇です。</p>
議長	<p>ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし)</p> <p>それでは議案第 7 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 7 号は許可決定とします。</p>
議長	<p>次に議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 8-1 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 8 年 8 月 1 日になります。</p> <p>貸出期間が 1 年間の分が 6,494 m<sup>2</sup>、出し手が 1 名、受け手が 1 名、更新分はなしです。</p> <p>貸出期間が 5 年間の分が 7,550 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 3 名ずつ、うち更新分は 2,769 m<sup>2</sup>、受け手が 1 名です。</p> <p>貸出期間が 6 年間の分が 3,207 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 1 名ずつ、うち更新分 3,207 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 1 名ずつです。</p> <p>貸出期間が 10 年間の分が 8,239 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 3 名ずつ、うち更新分は 3,382 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 1 名ずつです。</p> <p>詳細については一覧表をご覧ください。</p>
事務局	<p>議案第 8-2 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転について説明します。次の 2 筆の移転時期は地域振興公社の買入が令和 8 年 8 月 1 日で、売渡が令和 8 年 9 月 1 日になります。</p> <p>田皆字曾根〇〇2,000 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 計 4,435 m<sup>2</sup></p> <p>出し手が東京都〇〇さん、受け手が田皆字〇〇さん、対価〇〇円で移転予定です。</p>

議長	議案第 8 号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。
議長	議案第 9 号 非農地証明願いの審議について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 9 号 非農地証明願いについて事務局から説明します。 申請人は住吉字〇〇さん、土地の表示は住吉字〇〇 畑 868 m <sup>2</sup> です。申し出の内容として、平成 12 年 1 月 26 日付け農地法第 4 条の許可を受け整地した土地で、現在は更地として利用しています。申請地は知名町農業振興地域整備計画における農用地区域ではなく、農業に対する公共投資の対象となった農地でもなく、集団性のある優良農地でもありません。 申請の内容としては、コンテナを設置してカラオケボックスを営業する予定でした。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。(意見、質問なし)  議案第 9 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 議案第 9 号については、全員賛成ですので許可決定とします。  それでは以上をもちまして今日の議題は全て終了しました。 おつかれさまでした。  上記のとおり相違ないことを確認し署名する。  令和 8 年 5 月 25 日  議 長 沖 道人 署名委員 榮 米子 署名委員 前原 伸治